9　前項に規定する場合においては、国は、同項に定めるもののほか、当該都道府県に対し、その円滑な実施を図るために必要な支援その他の措置を講ずるものとする。

10　関係行政機関の長は、仮払金の支払に関し、主務大臣、第一項の規定により仮払金の支払に関する事務の一部を行う都道府県知事又は第三項の規定による事務の委託を受けた者に協力するものとする。

（損害賠償との関係）

第九条　第三条第一項に規定する特定原子力損害を受けた者又は第五条第二項の規定により自己の名で仮払金の支払を請求することができる者が当該特定原子力損害の賠償（これに相当する金銭の支払として政令で定めるものを含む。）を受けたときは、その価額の限度において、仮払金を支払わない。

2　国は、仮払金を支払ったときは、その額の限度において、当該仮払金の支払を受けた者が有する特定原子力損害の賠償請求権を取得する。

3　前項の場合において、国は、速やかに当該損害賠償請求権を行使するものとする。

（仮払金の返還）

第十条　仮払金の支払を受けた者は、その者に係る特定原子力損害の賠償の額が確定した場合において、その額が仮払金の額に満たないときは、その差額を返還しなければならない。

（不正利得の徴収）

第十一条　偽りその他不正の手段により仮払金の支払を受けた者があるときは、主務大臣は、国税徴収の例により、その者から、その支払を受けた仮払金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（仮払金の支払を受ける権利の保護）

第十二条　仮払金の支払を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（税制上の措置）

第十三条　国及び地方公共団体は、特定原子力損害を受けた者の置かれている状況に配慮し、その支払を受けた仮払金について必要な税制上の措置を講じなければならない。

（原子力被害応急対策基金）

第十四条　地方公共団体が、平成二十三年原子力事故による被害について原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）又は関係法令の規定に基づいて地方公共団体が行う応急の対策に関する事業及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十五条第四項の財政上の措置の対象となり得る地方公共団体の事業（その区域内の経済社会若しくは住民の生活への平成二十三年原子力事故による影響の防止若しくは緩和又はその影響からの回復を図るために行う応急の対策に関する事業に限る。）に要する経費の全部又は一部を支弁するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金として、原子力被害応急対策基金を設ける場合には、国は、予算の範囲内において、その財源に充てるために必要な資金の全部又は一部を当該地方公共団体に対して補助することができる。

2　前項の規定は、地方公共団体がその経費を原子力被害応急対策基金から支弁して特定原子力損害に係る措置を講じた場合において、国が当該原子力事業者に対して、同項の規定により補助した額に相当する額の限度において求償することを妨げるものではない。

3　国は、第一項の規定の運用に当たっては、関係地方公共団体の意見に配慮するものとする。

（主務大臣）

第十五条　この法律における主務大臣は、文部科学大臣及び特定原子力損害を受けた事業者の事業を所管する大臣その他の政令で定める大臣とする。

（政令への委任）

第十六条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（罰則）

第十七条　第八条第七項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して四十五日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（適用）

2　第三条第一項の規定は、同項に規定する特定原子力損害を受けた者であってこの法律の施行前に死亡し、又は合併若しくは分割の対象となったものについても適用する。

（財源の確保）

3　国は、仮払金の支払及び原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対する補助に要する費用の財源の確保に資するため、国の資産、剰余金及び積立金の活用、歳出の見直しその他の措置に努めるものとする。

（検討）

4　国は、この法律の施行後おおむね二年以内に、平成二十三年原子力事故に係る原子力事業者による損害賠償の支払の状況、この法律の施行の状況等を踏まえ、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5　原子力損害の賠償に関する制度については、原子力損害を受けた者の早期の救済に資するものとなるよう、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　髙木　義明
内閣総理大臣　菅　**直人**

政　令

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月五日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百五十一号

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令（平成二十三年政令第百三十九号）の一部を次のように改正する。

本則の表市町村の議会の議員又は長の選挙の項中「盛岡市」を「盛岡市　上閉伊郡のうち大槌町　下閉伊郡のうち田野畑村」に、「岩手県のうち陸前高田市　釜石市　下閉伊郡のうち山田町　宮城県のうち塩竈市　多賀城市　宮城郡のうち松島町、七ヶ浜町及び利府町　黒川郡のうち大郷町、富谷町及び大衡村」を「宮城県のうち松島町及び利府町　宮城郡のうち七ヶ浜町及び利府町　黒川郡のうち大郷町、富谷町及び大衡村」に改め、同表に次のように加える。

県の議会の議員又は長の選挙	岩手県	平成二十三年九月十一日

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　片山　善博
内閣総理大臣　菅　**直人**